

事務連絡  
平成14年6月24日

各介護保険施設  
施設長様

堺市保健福祉局  
介護保険課長

### 高額介護サービス給付費受領委任払取扱方法の変更について

平素は本市介護保険事業施行に関し、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、従来よりお世話になっております入所者に対する高額介護サービス給付費受領委任払いについては、利用者の方々の便宜を考慮し、5月サービス提供分より下記のとおり取扱方法を変更させていただきますのでよろしくお願い致します。

#### 記

変更前	変更後
各月の初日に申請があったものについては、申請月のサービス提供分から適用	各月の20日までに申請があったものについては、申請月のサービス提供分から適用
各月の2日以降に申請があったものについては、翌月のサービス提供分から適用	各月の21日以降に申請があったものについては、翌月のサービス提供分から適用
月途中の入退所者については、適用しない	月途中の入退所であっても、当該施設におけるサービス利用に係る本人(1割)負担額が、基準額を越える場合は適用

**注意** 同一月に2箇所以上の施設にまたがる場合、国保連に送付するデータに不具合が生じることが判明しましたので、月途中における介護保険施設間の転所の取り扱いについては、従前の施設においてのみ高額介護サービス費の受領委任払いを適用することとさせていただきます。従って、転所後の施設におかれましては、受領委任払いの取り扱いは翌月分からとなりますので、当該月分については本人から1割相当分を徴収し下さるようお願い致します。

お願い

- 1 月途中の入退所者が、高額介護サービス給付費受領委任払いの適用を受けた場合は、入所前及び退所後のサービス利用分について、再度市の窓口で償還払いの申請手続きが必要であることをご指導ください。
- 2 入退所に係る連絡は従来どおりお願いします。